

## 「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の一部改正について

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（以下「区条例」という。）において禁止する路上喫煙の対象に、加熱式たばこを含むことを明記することにより、さらなる受動喫煙の防止と環境美化を図り、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせる環境づくりを推進するため、下記のとおり条例を改正する。

### 記

#### 1 これまでの経緯

区は、平成17年に施行した改正区条例により、区内全域で路上における喫煙と火のついたたばこ所持を禁止してきたが、平成30年に公布され、令和2年に全面施行された改正健康増進法（以下「法」）では、喫煙の定義に加熱式たばこが含まれることとなった。

法の公布・施行に合わせ、2区（文京・渋谷）は路上喫煙の対象に加熱式たばこを含むことを条例に明記し、4区（中央・港・台東・葛飾）は法施行後に同様の対応をした。また、12区は条例に法の定義が適用されると解釈し、加熱式たばこを規制対象とする運用をすることとした。

区においては加熱式たばこを区条例の規制対象とはしなかったが、加熱式たばこの路上喫煙者に対しては、法・都条例の配慮義務に基づき受動喫煙をさせないように注意し、喫煙所での喫煙について協力をお願いする等の対応をしている。

#### 2 改正理由

令和6年に実施した路上喫煙率調査において、路上喫煙者のうち加熱式たばこの割合が6割以上に達していることが判明したため。また、加熱式たばこを条例で明確に規制していないことにより、路上喫煙パトロール委託など加熱式たばこの路上喫煙者を指導する際に支障が生じているため。

#### 3 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

#### 4 周知啓発

- (1) 新たに改正条例周知チラシを作成し、町会等の地域団体、新宿文京たばこ商業協同組合、コンビニエンスストア等の関係事業者に説明するとともに、掲出等の周知、協力を依頼する。
- (2) 今後作成する路上喫煙禁止のチラシ、ステッカー、のぼり及び喫煙所マップ等に加熱式たばこも路上喫煙禁止の対象となる旨を記載し、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン、路上喫煙パトロール等の機会に配布、掲出する。
- (3) 広報新宿（改正条例公布後及び施行前の2回を予定）、区ホームページに掲載する。

## 5 令和7年度予算

新たに要する経費 570 千円

チラシ、ポスター、マグネット・シール

【参考】条例改正関係経費 112,849 千円

・路上喫煙禁止パトロール委託 108,900 千円（委託料）

・周知啓発経費 3,949 千円（消耗品費）（拡充）

## 6 今後の予定

令和7年1月	6日以降	区議会会派説明
2月	5日	第1回定例会記者会見
2月19日		令和7年第1回定例会に議案提出
4月～		町会、コンビニエンスストア等への説明、協力依頼
4月25日		広報新宿で条例改正を周知
7月	1日	改正条例施行